

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
<p>第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>			<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、市の保有する個人情報について、その適正な取扱いに関し実施機関の遵守すべき事項等を定め、あわせて本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与する権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関する市の施策を定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保し、もって市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>
<p>（定義） 第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。） 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。） 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの 六 会計検査院</p>			<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社をいう。</p>
<p>2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することがで</p>			<p>（2）個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別</p>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。)	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。)	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
き、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。			することができることとなるものを含む。)をいう。
3 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。			(3) 保有個人情報 実施機関の職員(地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあつては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの			
5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。			(4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
—			(5) 国等 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。
—			(6) 独立行政法人等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。
—			(7) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
—			(8) 地方三公社 次に掲げる法人をいう。 ア 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第1条に規定する地方住宅供給公社 イ 地方道路公社法(昭和45年法律

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
			第82号)第1条に規定する地方道路公社 ウ 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条に規定する土地開発公社
—			(市の責務) 第3条 市は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。
—			(実施機関等の責務) 第4条 実施機関は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じ、あわせて本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与する権利を十分に尊重するとともに、個人情報の保護の重要性について職員の意識の啓発に努めなければならない。 【2項・3項- 後掲】
—			(事業者の責務) 第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。
—			(市民の責務) 第6条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
			【第7条- 後掲】 第2章 実施機関における個人情報の取扱い (収集に関する制限) 第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的を特定してこれを行わなければならない。
第二章 行政機関における個人情報の取扱い (個人情報の保有の制限等) 第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。			2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段によりこれを行わなければならない。
2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。			3 実施機関は、第1項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を収集してはならない。
3 行政機関は、利用目的を変更する			

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。)	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。)	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
場 合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。			
—			<p>4 実施機関は、実施機関以外のものから個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(5) 所在不明、精神上的障がい等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を遂行する場合において、本人から収集したのでは、当該事務の性質上、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。</p>
			<p>5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(2) 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。</p>
<p>(利用目的の明示)</p> <p>第四条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合</p>			<p>(利用目的の明示)</p> <p>第9条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しな</p>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
<p>を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p>			<p>なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（1） 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>（2） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、健康、生活、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>（3） 利用目的を本人に明示することにより、市の機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>（4） 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p> <p>【第10条・11条・12条 - 後掲】</p>
<p>（正確性の確保）</p> <p>第五条 行政機関の長（第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>			<p>（適正な維持管理に関する措置）</p> <p>第13条</p> <p>2 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>
<p>（安全確保の措置）</p> <p>第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>			<p>（適正な維持管理に関する措置）</p> <p>第13条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>—</p>			<p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</p>
<p>—</p>			<p>4 福岡市個人情報保護審議会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の維持管理に関する措置について報告を求め、及</p>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
<p>2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>			<p>び意見を述べることができる。</p> <p>（個人情報の取扱いの委託に係る措置）</p> <p>第14条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、委託に関する契約書等に、委託された業務に係る個人情報（以下「委託個人情報」という。）の保護に関して必要な事項を明記するとともに、委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>（受託者等の責務）</p> <p>第15条 受託者（受託した業務の再委託を受けた者を含む。以下同じ。）は、委託個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の委託個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 受託者は、受託した業務を再委託するときは、再委託に関する契約書等に、委託個人情報の保護に関して必要な事項を明記するとともに、再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>3 受託者において受託した業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を当該業務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない。</p> <p>（指定管理者等についての準用）</p> <p>第16条 第14条の規定は実施機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合について、前条第1項及び第2項の規定は指定管理者がその管理する公の施設の管理の業務を行う場合について、同条第3項の規定は指定管理者において当該業務に従事している者又は従事していた者について準用する。</p>
<p>（従事者の義務）</p> <p>第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員で</p>			<p>第4条</p> <p>2 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者</p>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
<p>あった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>			<p>は、その職務に関して知り得た個人情報を当該職務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない。</p>
<p>—</p>			<p>3 個人情報の取扱いに従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関の指揮命令を受ける者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該業務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない。</p>
<p>（利用及び提供の制限） 第八条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p>	<p>（利用及び提供の制限） 第八条 行政機関の長は、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。</u></p>	<p>（利用及び提供の制限） 第八条 <b>同左</b></p>	<p>（利用及び提供に関する制限） 第10条 実施機関は、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。</u></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。</u>ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u></p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用す</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。</u>ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</u> <b>（適用除外）</b></p> <p><b>（適用除外）</b></p>	<p><b>（適用除外）</b></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供することができる。</u>ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>（1）法令等に定めがあるとき。</p> <p>（2）本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>（3）出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>（4）人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要なとき。</p> <p>（5）専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関若しくは国等に提供するとき。</p> <p>（6）前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。</p>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
ることについて相当な理由のあるとき。 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。	（適用除外）		
3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。	（適用除外）	（適用除外）	
4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。	（適用除外）	（適用除外）	
（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求） 第九条 行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。	（適用除外）	（適用除外）	（個人情報の提供を受ける者に対する措置要求） 第11条 実施機関は、前条第2項の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
—			（電子計算組織の結合に関する制限） 第12条 実施機関は、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときでなければ、保有個人情報の取扱いに当たり、市の機関以外の者との間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。
—			（苦情の処理） 第17条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
第三章 個人情報ファイル （個人情報ファイルの保有等に関する事前通知） 第十条 行政機関（会計検査院を除く）	第三章 個人情報ファイル （個人情報ファイルの保有等に関する事前通知） 第十条 行政機関（会計検査院を除く）	第三章 個人情報ファイル （個人情報ファイルの保有等に関する事前通知） 第十条 同左	（個人情報取扱事務の届出等） 第7条 実施機関は、個人情報を取り



行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
<p>く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、<b>総務大臣</b>に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一 個人情報ファイルの名称</p> <p>二 当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>三 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この章において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この章において「記録範囲」という。）</p> <p>五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情報」という。）の収集方法</p> <p>六 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>七 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨</p> <p>八 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>九 第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>十 その他政令で定める事項</p>	<p>く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、<b>特定個人情報保護委員会</b>に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>同左</p>		<p>扱う事務又は事業（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称</p> <p>(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報取扱事務の目的及び概要</p> <p>(4) 個人情報の記録項目及び当該個人情報に係る本人の範囲</p> <p>(5) 個人情報の収集先及び収集方法</p> <p>(6) 第十条第2項の規定に基づき、保有個人情報を経常的に利用し、又は提供する場合には、その利用の範囲又は提供先</p> <p>(7) その他規則(市長が制定する規則をいう。以下同じ。)で定める事項</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、市長に対し、その旨を届け出なければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1) 法人その他の団体の役員又は事業を営む個人に係る個人情報取扱事務であって、専らその法人その他の団体又は個人の事業活動に関するもの</p> <p>(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生又はこれらに準じる事務に関するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関するものを含む。)</p> <p>(3) 取り扱う個人情報が1年以内に廃棄され、又は消去されることとなる個人情報取扱事務</p> <p>(4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡に利用するため、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う個人情報取扱事務</p>
<p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル</p> <p>二 犯罪の捜査、租税に関する法律</p>			

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに <del>限る。</del> ）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
<p>の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル</p> <p>三 行政機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル</p> <p>五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p> <p>七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p> <p>八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p> <p>九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル</p> <p>十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>十一 第二条第四項第二号に係る個人情報ファイル</p>			<p>(5) 取り扱う個人情報に係る本人の数が規則で定める数に満たない個人情報取扱事務</p> <p>(6) その他規則で定める個人情報取扱事務</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を福岡市個人情報保護審議会に報告しなければならない。</p> <p>5 市長は、規則で定めるところにより、第1項又は第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p>
<p>3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、<u>総務大臣</u>に対しその旨を通知しなければならない。</p>	<p>3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、<u>特定個人情報保護委員会</u>に対しその旨を通知しなければな</p>	<p>3 <b>同左</b></p>	

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル</p> <p>二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p>	<p>らない。</p>		
<p>第四章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第一節 開示 （開示請求権）</p> <p>第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>			<p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示 （開示請求権）</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>
<p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示</p>	<p>2 <b>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と</b></p>	<p>2 <b>同左</b></p>	<p>2 次に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下</p>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。)	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。)	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
請求」という。)をすることができる。	<u>総称する。</u> は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。		「開示請求」という。)をすることができる。 (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 (2) 保佐人, 補助人又は任意後見人(家庭裁判所の審判又は任意後見契約により, 開示請求について代理権を付与されていると認められる者に限る。)
(開示請求の手続) 第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項			(開示請求の手続) 第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。 (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所(法人その他の団体にあつては, 名称, 所在地及び代表者の氏名。以下同じ。) (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) その他規則で定める事項
2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の <u>法定代理人</u> であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の <u>代理人</u> であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	2 <b>同左</b>	2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、当該本人の法定代理人等であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。			3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
(保有個人情報の開示義務) 第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被	(保有個人情報の開示義務) 第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一 開示請求者（第十二条第二項の規定により <u>代理人</u> が本人に	(保有個人情報の開示義務) 第十四条 <b>同左</b>	(保有個人情報の開示義務) 第20条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。)	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。)	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報		にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第29条第1項において同じ。)の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
<p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>			<p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 当該個人が、開示することについて同意していると認められる情報</p> <p>ウ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>エ 当該個人が公務員等（福岡市情報公開条例第7条第1号ウに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職及び氏名に係る部分を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）</p>
三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号			(3) 法人その他の団体(市及び国等を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
<p>において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>			<p>外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>
<p>四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p>			
<p>五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p>			<p>(4) 開示することにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p>
<p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>			<p>(5) 市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務</p>			<p>(6) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお</p>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。)	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。)	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
<p>又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>			<p>それがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ</p>
—			(7) 法令等若しくは福岡市議会会議規則(昭和33年福岡市議会規則第1号)の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、開示することができないと認められる情報
(部分開示) 第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。			(部分開示) 第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、			2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。			同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
（裁量的開示） 第十六条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。			（裁量的開示） 第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
（保有個人情報の存否に関する情報） 第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。			（保有個人情報の存否に関する情報） 第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
—			2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を福岡市個人情報保護審議会に報告しなければならない。
（開示請求に対する措置） 第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 2 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。			（開示請求に対する措置） 第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条第1項の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
（開示決定等の期限） 第十九条 前条各項の決定（以下「開			（開示決定等の期限） 第25条 前条第1項又は第2項の決定



行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
<p>示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以内にななければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>			<p>(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して7日以内にななければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日の翌日から起算して20日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する期間の計算に当たっては、次に掲げる日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>(1) 福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）第1条第1項に規定する本市の休日</p> <p>(2) 第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数</p>
<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第二十条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 残りの保有個人情報について開示決定等をする 期限</p>			<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、又は当該保有個人情報の特定に特に長期間を要するため、前条第2項に規定する期間内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>
<p>—</p>			<p>(理由の提示)</p> <p>第27条 実施機関は、第24条第1項又は第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部又は全部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその</p>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
			理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
<p>（事案の移送）</p> <p>第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報がある他の行政機関から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第十八条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>（適用除外）</p>	<p>（適用除外）</p>	<p>（事案の移送）</p> <p>第28条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報がある他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>
<p>（独立行政法人等への事案の移送）</p> <p>第二十二条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報がある独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他の独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、</p>	<p>（適用除外）</p>	<p>（適用除外）</p>	

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第十二条第二項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項中「第十三条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十三条第三項」とする。 3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。			
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十三条及び第四十四条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第十四条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 二 第三者に関する情報が含まれて			（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第29条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者（以下この条、第50条及び第51条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号ウ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
いる保有個人情報を第十六条の規定により開示しようとするとき。 3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。			3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
（開示の実施） 第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。			（開示の実施） 第30条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画、写真又はフィルムに記録されているときは閲覧、視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。 2 前項の閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
2 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。 4 前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないこと			

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
につき正当な理由があるときは、この限りでない。			
—			3 実施機関は、保有個人情報の開示に当たっては、開示請求者の求めに応じて、当該保有個人情報の内容の理解に資する情報その他当該開示請求の趣旨に沿う内容の情報を提供するよう努めなければならない。
（他の法令による開示の実施との調整） 第二十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。	（適用除外）	（適用除外）	（法令又は他の条例等との調整） 第69条 法令又は他の条例等に、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を受けることができる旨が定められ、又は当該保有個人情報の訂正若しくは利用停止に関する特別の手續が定められている場合には、当該保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、当該法令又は他の条例等の定めるところによる。
（手数料） 第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。	（手数料） 第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう <u>配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</u>	（手数料） 第二十六条 <b>同左</b>	（費用の負担） 第31条 前条第1項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
—			（簡易な方法による開示） 第32条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第19条の規定にかかわらず、口頭その他の当該実施機関が定める簡易な手續により開示請求をすることができる。 2 実施機関は、前項の開示請求があつたときは、第20条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。)	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。)	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
			定める方法により、当該保有個人情報の開示をするものとする。
<p>第二節 訂正 (訂正請求権)</p> <p>第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>二 第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十一條第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五條第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p>			<p>第2節 訂正 (訂正請求権)</p> <p>第33条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。</p> <p>2 第18条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。</p>
<p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 <u>代理人</u>は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 <u>同左</u></p>	<p>2 第18条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。</p>
<p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行ななければならない。</p>			
<p>(訂正請求の手續)</p> <p>第二十八條 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項</p> <p>三 訂正請求の趣旨及び理由</p>			<p>(訂正請求の手續)</p> <p>第34条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>(4) その他規則で定める事項</p>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
—			2 前項の場合において、訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実であることを説明する資料を提示し、又は提出しなければならない。
2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	2 同左	3 第19条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。
3 行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。			
（保有個人情報の訂正義務） 第二十九条 行政機関の長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。			（保有個人情報の訂正義務） 第35条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。
（訂正請求に対する措置） 第三十条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。			（訂正請求に対する措置） 第36条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定（以下「訂正決定」という。）をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
（訂正決定等の期限） 第三十一条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。			（訂正決定等の期限） 第37条 前条第1項又は第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日の翌日から起算して20日以内にしなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他			2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。)	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） (番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。)	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。			な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日の翌日から起算して40日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
—			3 第25条第3項の規定は、前2項に規定する期間の計算について準用する。
<p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第三十二条 行政機関の長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 訂正決定等をする期限</p>			<p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第38条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p>
—			<p>(理由の提示)</p> <p>第39条 実施機関は、第36条第2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、訂正請求者に対し、同項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、訂正をしないこととする事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。</p>
<p>(事案の移送)</p> <p>第三十三条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をし</p>		<p>(適用除外)</p>	<p>(事案の移送)</p> <p>第40条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報があるときは、当該他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機</p>



行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
た行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。			関がしたものとみなす。 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。
（独立行政法人等への事案の移送） 第三十四条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報に第二十七条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第二十八条第三項」とする。 3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が独立行政法人等個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。		（適用除外）	
（保有個人情報の提供先への通知） 第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要がある		（保有個人情報の提供先への通知） 第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に	（保有個人情報の提供先への通知） 第41条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認め

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
と認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。		基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、 <u>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）</u> に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	るときは、当該保有個人情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。
<p style="text-align: center;">第三節 利用停止 （利用停止請求権）</p> 第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は <u>第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去	<p style="text-align: center;">第三節 利用停止 （利用停止請求権）</p> 第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）</u> に記	<p style="text-align: center;">（適用除外）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 利用停止 （利用停止請求権）</p> 第42条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 （1）第8条の規定に違反して収集されているとき、又は第10条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 （2）第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
<p>二 <u>第八条第一項及び第二項</u>の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p><u>録されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条</u>の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>		
<p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>（適用除外）</p>	<p>2 第18条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。</p>
<p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。</p>		<p>（適用除外）</p>	
<p>（利用停止請求の手続）</p> <p>第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>三 利用停止請求の趣旨及び理由</p>		<p>（適用除外）</p>	<p>（利用停止請求の手続）</p> <p>第43条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>（1） 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>（2） 利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>（3） 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>（4） その他規則で定める事項</p>
<p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>（適用除外）</p>	<p>2 第19条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。</p>
<p>（保有個人情報の利用停止義務）</p> <p>第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個</p>		<p>（適用除外）</p>	<p>（保有個人情報の利用停止義務）</p> <p>第44条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の</p>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
<p>個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>			<p>適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>
<p>（利用停止請求に対する措置） 第三十九条 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>		<p>（適用除外）</p>	<p>（利用停止請求に対する措置） 第45条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>
<p>（利用停止決定等の期限） 第四十条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>		<p>（適用除外）</p>	<p>（利用停止決定等の期限） 第46条 前条第1項又は第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して20日以内にしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があった日の翌日から起算して40日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 第25条第3項の規定は、前2項に規定する期間の計算について準用する。</p>
<p>（利用停止決定等の期限の特例）</p>			<p>（利用停止決定等の期限の特例）</p>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え前） 1～41条	番号法29条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものを除く。）	番号法30条による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（読替え後） （番号法第23条に規定する記録（情報提供等の記録）に記録されたものに限る。）	福岡市個人情報保護条例 1～48条, 69条
第四十一条 行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 利用停止決定等をする期限	/	（適用除外）	第47条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1） この条の規定を適用する旨及びその理由 （2） 利用停止決定等をする期限
—	/	/	（理由の提示） 第48条 実施機関は、第45条第2項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、同項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、利用停止をしないこととする事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。